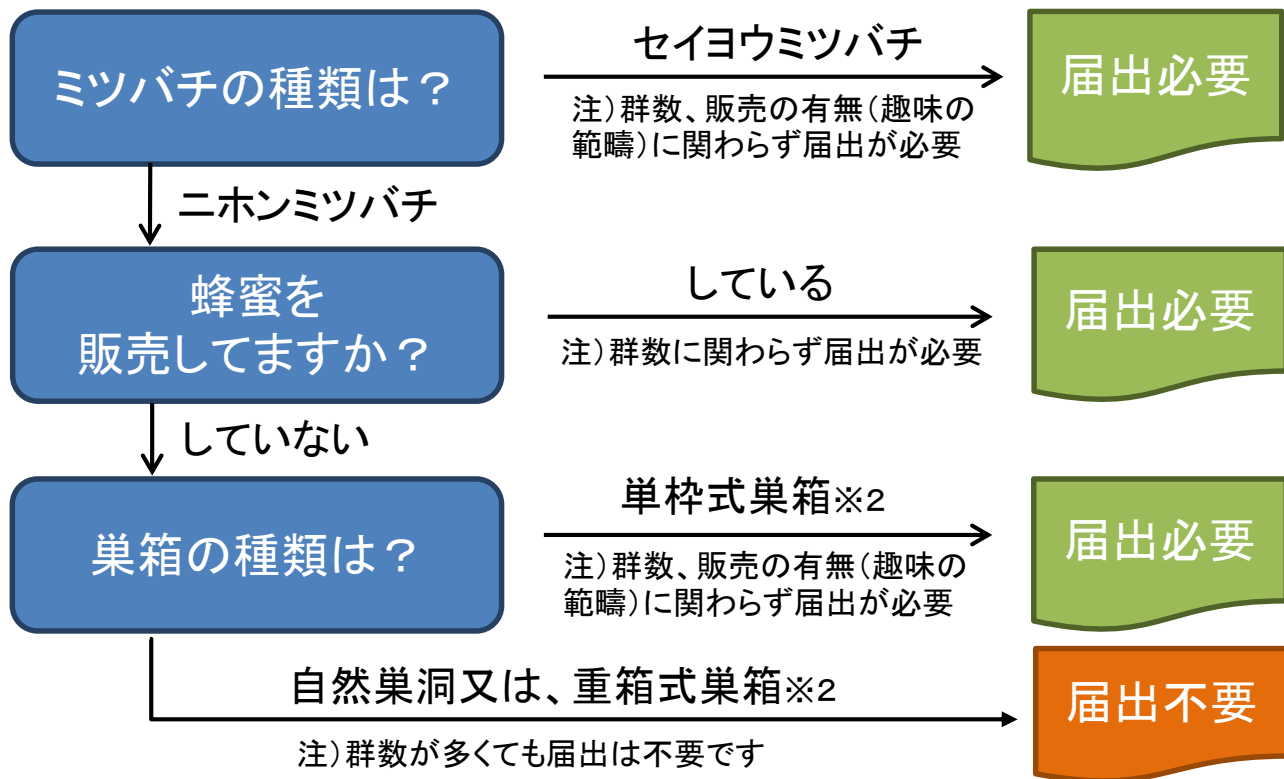


養蜂関係届出の早見表(熊本県の場合)

蜜蜂の届出が必要？ フローチャートで確かめよう！



①県内在住者が県内で飼育する場合

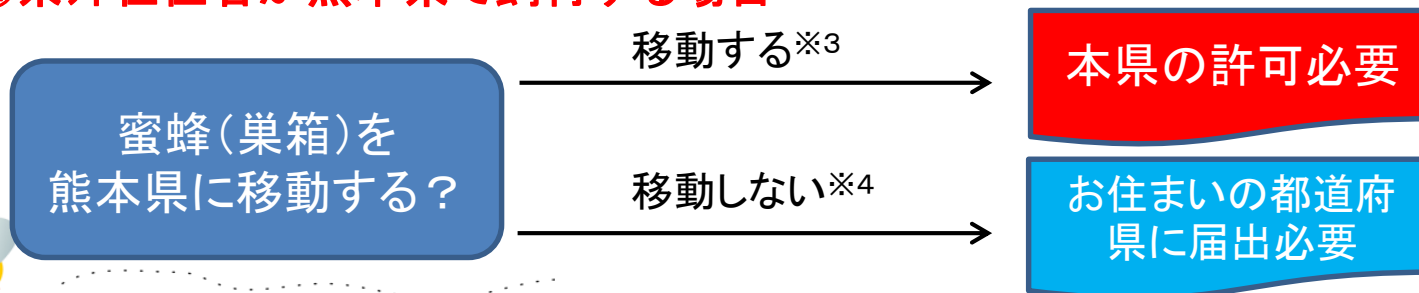


毎年、「蜜蜂飼育届」※1を
居住する住所地の市町村
へ提出してください。
なお、飼育者間で場所・群
数等の調整が必要です。

※1 蜜蜂飼育届
(別記第1号様式)

※2 「飼育法の例」を参照
ください。

②県外在住者が熊本県で飼育する場合



※3 熊本県畜産課まで
ご連絡ください。

※4 お住まいの都道府県を
經由して、熊本県に提出され
ます。本県飼育者との調整が
必要。

